



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

萬有製薬事件は東京高裁で逆転勝訴 確定

～英文添削料と外注費との差額負担は交際費に当たらず～

交際費に関しては、納税者勝訴の事例は極めて珍しく、冗費濫費の節約と資本充実という交際費課税制度創設当時の趣旨は数次の改正に伴って変遷し、交際費の範囲は限りなく拡大の一途をたどってきたところですが、今回、東京高裁では、三要件説により判断して納税者が逆転勝訴した萬有製薬事件が確定しました（平15.9.9 東京高裁、原判決取消し 自判 東京高裁ホームページ掲載 Z888-0768）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

大学の附属病院等を取引先とし、主として医家向け医薬品の製造・販売を行う控訴人会社は、医師等から英文で発表する論文の添削の依頼を受け、その業務をアメリカ合衆国においてネイティブ・スピーカーによる添削を行う添削業者に外注し、依頼者から受け取る英文添削収入の3.5倍ないし5.1倍の英文添削外注費を支出し、その差額を負担して確定申告を行ったところ、この差額負担分は、医薬品の販売につき、取引関係を円滑に進める目的で支出したものであり、接待等を目的とするものであるから、交際費に該当するとして更正処分を受け、審査請求を経て、提訴したところ、一审判決で棄却され控訴したという事案です。

2. 東京高裁の判断

ある支出が交際費等に該当するというためには、①「支出の相手方」が事業に関係ある者等であり、②「支出の目的」が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることであるとともに、③「行為の形態」が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であること、の三要件を満たすことが必要であると解される。

★支出の相手方について

控訴人は、主として医家向医薬品の製造、販売を事業内容とする株式会社であって、医師は、控訴人のような製薬会社にとって、「事業に関係のある者」に該当するというべきである。

★支出の目的について

本件英文添削は、若手の研究者らの研究発表を支援する目的で始まったものであり、その一件当たりの金額や、控訴人の事業収入全体の中で占める割合は決して高いものとはいえないこと、本件英文添削の依頼者は、主として若手の講師や助手であり、控訴人の取引との結びつきは決して強いものではないこと、その態様も学術論文の英文添削の費用の一部の補助であるし、それが効を奏して雑誌掲載という成果を得られるものはその中のごく一部であることなどからすれば、本件英文添削の差額負担は、接待等の目的でなされたと認めることは困難である。

★行為の態様について

交際行為とは、一般的に見て、相手方の快楽追求欲、金銭や物品の所有欲などを満足させる行為をいうと解されるが、本件英文添削の差額負担によるサービスは、研究者らが海外の医学雑誌等に発表する原稿の英文表現等を添削し、指導するというものであって、学問上の成果、貢献に対する寄与である。

本件英文添削の差額負担は、通常の接待、供応、慰安、贈答などとは異なり、それ自体が直接相手方の歓心を買えるというような性質の行為ではなく、むしろ学術奨励という意味合いが強いこと、その具体的な態様等からしても、金銭の贈答と同視できるような性質のものではなく、また、研究者らの名誉欲等の充足に結びつく面も希薄なものであることなどからすれば、交際費等に該当する要件である「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」をある程度幅を広げて解釈したとしても、本件英文添削の差額負担がそれに当たるとすることは困難である。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判13頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。